

**令和4年度第3回情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会  
個人情報保護部会 議事録**

- 1 日 時 令和4年11月2日（水） 午前9時30分から午前10時40分
- 2 会 場 新潟市役所本館6階 第2委員会室
- 3 出席者
  - ① 委 員 高木義和委員（部会長）、梅津雅之委員、山本真敬委員、渡辺美弥子委員
  - ② 実施機関 明間保健管理課長、渡辺係長、森主査
  - ③ 事務局 岩淵総務課長、石山室長、福井副主査
- 4 議 事 「予防接種に関する事務についての第三者点検」  
「個人情報保護法の改正について」

5 議事概要

**事務局** これより令和4年度新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第3回個人情報保護部会を開催する。審議会規則第5条第2項の規定により、定数の半分以上の委員に出席いただいております。本会議は成立していることを報告する。なお、内山委員は本日、日程の調整がつかなかったため欠席となっている。

本日の個人情報保護部会は、まず、保健所保健管理課から諮問があった特定個人情報保護評価書の点検についてご審議をお願いしたい。また、そのあとで事務局より報告事項として、個人情報保護法の改正について報告させていただき予定としている。

本日、配付した資料について確認をする。本日の次第、名簿、座席表を用意した。また、事前に本日使用する資料を送付したが、内容としては議事の関連資料として、資料1「諮問書」、資料2「評価書の概要」、資料3「予防接種事務概要図」、資料4「全項目評価書」、資料5「前回意見書」である。それから、報告事項の関連資料として、条例の改正案と死者の個人情報の要綱について、それぞれ資料1、資料2として用意した。

それでは部会長をお願いします。

**高木部会長** ただいまから、議事に入る。実施機関の入室をお願いします。

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について、実施機関から説明をお願いします。

**実施機関** 保健管理課のコロナワクチン接種推進担当である。新潟市予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検が今回の議題となる。まず、資料2の概要をご覧いただきたいが、その前に資料3の差し替えをお願いします。差し替えした部分に関しては、資料3の説明の中で併せて紹介する。

資料2の特定個人情報保護評価書の概要で、1番目、再実施に至る経緯である。本件の評価書については、今年6月に新型コロナワクチン接種事務の開始に伴い、一旦点検をいただいたところであるが、このたびワクチン接種記録システムVRSに、コロナワクチン予防接種証明書のコンビニ交付サービスが追加されたことに伴う修正の点検をいただきたい。一つ目については、7月19日から8月18日までパブリックコメントを実施し、市民からの意見は特にな

かったということ、二つ目についてはコンビニ交付サービスそのものが7月26日からサービスを開始しており、本来は事前に審議をお願いするべきところではあるが、当時、前回分の評価書の修正手続きが始まっている最中であったという状況であったことや、事業開始の直前まで国のほうから詳しい内容が明らかになっていなかったということもあり、パブリックコメントを含めた手続き等が事後になったことを改めて申し添える内容となっている。

その下の2、基本情報、裏側のページの3、リスク対策については、次の資料3で一括して説明するので資料3をご覧ください。予防接種に係る事務概要の全体図である。差し替えた資料には、ページの真ん中下のほうに前回検討した部分に四角を入れたり、今回の検討対象部分にも四角を追記し、加えて右側の特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスクと対策に関して、資料2とまったく同じ内容を再掲した。こちらを中心に説明する。

左側の図で、上側の3分の1ほど、細かい点線で囲んでいる部分が、もともと保健所として持っていた予防接種事務の部分であり、細かな破線の下部分が前回の点検の中でコロナワクチン接種が始まったということで追加した事務となっている。いちばん下のところに太い破線で囲まれた部分があるが、ここが今回さらに追加された部分になる。

簡単に全体の概要、情報の流れのおさらいをさせていただく。図のいちばん上の中央に「保健所システム」がある。保健所システムの中の「予防接種台帳」から特定個人情報をその下の四角、ワクチン接種記録システムVRSというが、予防接種台帳のほうからこちらのほうに特定個人情報を取り込むと。これが図で言えば大きな②の吹き出しがあるが、赤い二重矢印の線で情報の取り込みを示している。このVRSは、全国の接種情報を記録しており、転出入等の移動があっても転出先、転入先の市町村が接種記録に応じて接種券の発行ができるように国が構築したシステムとなっている。

接種記録の取り込み方で、上の保健予防接種台帳の左側、医療機関のところから黒線でVRSのほうへ矢印がいつているが、これは接種券に記載されているOCRライン、数字18桁を医療機関がタブレット端末で読み取ってVRSに登録される仕組みになっている。このVRSはほかの市町村に接種記録を提供したりしながら転出入者の接種履歴の確認等に使用しているというものである。今述べた部分からほかの市町村に情報を提供するの大きな③の吹き出しの部分になる。そして、VRSから左下のほうだが、VRSをスマートフォンの証明書、電子交付アプリを通じて接種記録を接種証明書として交付しているという機能も持っている。今ほどのところが前回、点検をいただいた部分となる。

そして、このたびの追加部分として、中央下側太い破線の中のコンビニエンスストア等のキオスク端末から接種証明書の発行が可能になった。個人情報の流れとしては、キオスク端末でマイナンバーカードの個人番号等を読み取り、VRSに照会し、該当者の接種記録がキオスク端末に表示されるという流れになっている。この部分が今回、点検いただく部分となる。

資料3の右側半分の資料2のリスクと同じ内容に記載している。接種証明書のコンビニ交付では、特定個人情報の入手及び保管・消去の各プロセスで、記載の対策をとって情報漏洩等のリスクの低減に努めているところである。

続いて、資料4、特定個人情報保護評価書の全項目評価書であるが、個別の説明は割愛する

が、文書中でピンク色のマークのついたところが今回の追加関連部分となっている。項目が多いため後ほど確認をいただきたい。

最後に、資料5、前回の特定個人情報保護評価書の点検についてである。前回は意見なしという形であったが、2件要望いただいている。この要望は継続的な要望である。

1点目は可能な限り再委託を減らしてほしいとの要望である。現時点では委託先の営業所が市内になく、緊急対応やメンテナンス等では市内業者の支援を受けざるをえないこともあり、やむをえず再委託を実施しており、リスク回避のために委託先と同様に再委託先から誓約書を徴収している。この概要については、先ほど資料4の評価書の15ページの備考欄に記載をしている。

2点目のデータの保存期間の検討をしていただきたいとの要望である。これについてはワクチンによる効果の持続年限、さらには接種回数が異なり、当然、履歴については本人の死後も含めて効果や健康被害など評価を行うためにも履歴データが必要になる可能性があるということで、接種履歴データについては常用としている。この内容については評価書31ページの「リスクに対する措置」にも記載されている。この常用とする取り扱いは全国共通であり、本来は国が指針等を示すべきと考えているが、引き続き国の動向を注視していきたいと考えている。以上についてご審議をお願いしたい。

**高木部会長** ただいまの説明に対して質問はないか。

確認だが、資料3の図のうち、点線で囲まれた部分が今回の審議内容の対象ということで間違いはないか。

**実施機関** はい。

**高木部会長** それ以外のところは前回まででと。

**実施機関** 点検はいただいている。

**高木部会長** そのうえで点線部分の追加ということで理解してよろしいか。

**実施機関** はい。

**梅津委員** コンビニで住民票等の発行をマイナンバーカードでできるが、それと同じ考え方でいいのか。

**実施機関** はい。地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムというものが、恐らくそれだと。

**梅津委員** それと同様のやり方と考えてよろしいのか。

**実施機関** はい。蛇足だが、それほど件数は出ておらず、アプリケーションだと数万件出ているし、区役所のほうでも紙の接種証明書は出していて、それも月数百件程度は出ているが、コンビニ交付システムを使っているのは今のところ月数十件という状況である。

**山本委員** いつから始まったのか。

**実施機関** 7月26日から。

**渡辺委員** 接種証明がほしい場合は、その情報だけ出てくるということか。

**実施機関** それだけが出てくる。コンビニまで行ってマイナカードをかざして操作すると、あなたはいついつ接種しましたという証明書がそれだけ出てくる。

**渡辺委員** 先ほども少し話があったが、住民票の発行と同じような感じになるということなのか。

**実施機関** メニューがあり、メニューの中から接種証明書を選んで手続きをしてもらえれば出ると。それを使う方はかなり少数だと思う。マイナンバーカードを持っていて、なおかつスマホを持っていなかったり、もしくは近くに区役所がない、紙でほしいが区役所がなく、アプリケーションもダウンロードしていないから紙でも出せないし、ただ家の近くにはコンビニがあると、そういう方なのかなと。

**梅津委員** 旅館やホテルに証明書を持っていかなければいけない場合もあるが、スマホがあればアプリを入れられるのでそれで事が足りると。

**実施機関** そうである。

**高木部会長** このシステムにおいて、不具合はないと思うが、不具合があった場合に例えばコンビニの店員が個人のデータに触れるということはあるのか。

**実施機関** コンビニの方は直接触れられない。システムにエラーが出るということは恐らくVRSシステムそのもののエラーか、もしくは店舗のキオスク端末のエラーになるかと思われるが、キオスク端末については少なくとも店の方が、その端末を直してくださいとお願いすることになると思うし、VRSに関しても店ではどうにもならないので、恐らく全国一斉に障害が出ることになるかと思うので、それは大元の国のほうで対応していただく形になると思う。

例えば、証明書を出したが、証明書に記載されている中身が違っているという場合、これは市町村の方へ本人から問い合わせをいただく形になる。それは、元々入っている情報が間違っている話なので、恐らく医療機関で取り込んだ際に情報が入らなかったのか、もしくはそもそも情報が入っていなかったとも考えられるので、その辺は市町村のほうで確認する形になると思う。

**高木部会長** ほかにご意見はないか。

特に大きな意見は出なかったということ踏まえ、私のほうに意見書については一任いただければ文言等を整理したうえで事務局から通知させていただくことにしたいと思うが、よろしいか。では、意見書については、私に一任いただくことにしたいと思う。これで議題について終了する。実施機関の皆さんは退室をお願いします。

**高木部会長** ここで10分程度休憩して、次の議題に移る。

委員会を再開する。

**事務局** ここより総務課長が出席する。

**事務局** 総務課長の岩渕である。本日は、国の個人情報保護法の改正に伴った施行条例案について再度、説明をさせていただきたい。先回の委員の皆様からのさまざまご意見、ご助言等を参考にさせていただきながら事務局のほうで最終案文を作成した。この条例案について委員の皆様直接説明してご意見をいただく機会としては今日が最後になると思う。本日も忌憚のないご意見を頂戴できればと思う。

**高木部会長** では改正個人情報保護法による条例の改正について、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 個人情報保護法の改正については、数回にわたりご審議いただいた。委員の皆様からのご意見を踏まえ先回の案から少し修正している。また、審議の対象ではないが、後ほど死者の

情報の取り扱いについての規定について、資料2の要綱案を用意しているので後ほど説明させていただきます。

まず、資料1「新潟市個人情報保護法施行条例」をご覧ください。前回と同じ資料になるが、今回新たに追加するところを赤字の太字で記載しているので順に説明する。

まず、第2条をご覧ください。法の対象となる実施機関であるが、他の条項や条文との関係から、「実施機関とは」との定義が必要なことが判明したため、記載のとおり第2条、「この条例において実施機関とは」ということを追加した。

なお、この規定については、他の政令指定都市においても同じように追加するということが話を聞いている。注意していただきたいのは、「議会及び新潟市土地開発公社を除く」とあるため、除かれたところは独自で個人情報保護の規定を設けなければいけないということになっている。

続いて、第3条の登録簿については、新たに規定を追加したものになる。個人情報保護法においては、1,000人以上の個人情報を保有する場合、個人情報ファイル簿を作成、あるいは国へ報告するなどの規定があるが、新潟市としては保有する個人情報の適切な管理ということで数に関係なく、少人数であっても適切な把握をすべきではないかと考え、今までと同様に登録簿を作成し、一般の閲覧に供するようにしたものである。内容は現条例と同様のものである。

続いて、第4条についてである。こちらは報告になるが、先日、政令指定都市における会議があり、情報を確認したところ、政令指定都市において手数料として徴収するところはないということである。ただし、すでに実費相当額を手数料として徴収している横浜市、広島市は従来どおりでいくということであるが、このたびの改正で新たに手数料として徴収を始めるということはない。したがって、前回説明したように、新潟市においても従来どおりで実費だけの徴収をするということを考えている。情報公開という別の制度があるが、そちらも手数料の規定はないため、請求者の負担等も考えると現時点では手数料の徴収は難しいと考えている。

続いて、新潟市の附属機関設置条例というものがあるが、これまで説明してきたように、個人情報保護部会の役割についても国から見直しが示されていた。前回、山本委員からもご意見をいただいたが、縮小するにせよ、やはり審議会における調査検討についてももう少し謳うことはできないかということで、「前項の諮問に応じ個人情報保護制度に関して必要な事項を調査検討すること及び実施機関に意見を述べること」と謳ってみた。

また、改正案には掲載しなかったが、山本委員から目的外の利用等についての謳い方についての必要性についてご意見をいただいた。事務局のほうでも検討し、個人情報の取り扱いの事務要綱というものがあるので、目的外利用の変更があった場合には、この審議会等で報告をする、あるいは公表するということが謳いたいと考えているので、こちらの条例にはその部分について盛り込まなかった。条例案の説明は以上である。

**高木部会長** ただいまの報告に対して、ご質問はないか。

**山本委員** 前回の私の意見にお応えいただいたことお礼申し上げます。目的外利用について独自の規定は設けられないが、把握されている内容を公表するというだけでも内部的に重要な効

果があるとは思っているので、その方向でお願いしたい。

もう一つ、現条例の第30条には毎年、条例の運用状況について報告しなさいというものがあるが、これが無くなることになる。この点について何か考えはあるか。

**事務局** ご指摘の部分については、この審議会においては年1回、前年の実績状況については報告を申しあげているところであるが、先ほど申しあげた取扱要綱等で審議会に報告するということを謳うことを検討している。状況報告の責務はしっかりと担っていくということを考えている。審議会の報告等については、基本的に変わらないというイメージである。

**山本委員** その際に目的外利用の変更の件数なども報告いただけるという理解でよろしいか。

**事務局** そのように考えている。

**山本委員** 了解した。

**高木部会長** ほかに、ご質問はないか。

**山本委員** 死者の要綱含め、改正する規定はどのようなものがあるのか。

**事務局** まず、死者情報は個人情報とは認めないという国の考え方なので条例には定められないが、死者情報の開示請求などについては従来と同じように適切に開示していくことを要綱で対応することを検討している。それから、決定までの日数の記載ぶりを情報公開条例が改正法の記載ぶりに平仄をあわせるような改正もある。また、「個人情報保護条例による」という謳い方をしている条例があるので、文言を施行条例に直すだけの場合は、一括で改正する。ただし、債権管理に関する条例については、解釈が条例と異なる部分があるため、条例を所管している納税課が改正について検討しているとのことである。

そのほか関係する規則としては、開示請求書などの書式が変わる。法律で示された書式に変えるため、来年の4月1日から新しい書式のもとで手続きを行うようなイメージである。そして、審議会や審査会の規則や要綱でも、表現なりを変えるところがあるので年度末までに改正していく。

**高木部会長** ほかに、ご質問はないか。

では、事務局のほうにお返すする。

**事務局** この条例案についてだが、個人情報保護委員会に確認いただき、新潟市の例規審査が行われるという流れである。もしかしたら若干の修正が出てくるかもしれないが、その点についてはご理解いただきたい。

続いて、死者の情報の関係について担当から説明する。

**事務局** 死者情報の取り扱いについて事務局で検討している要綱について報告をさせていただく。まず、繰り返しになるが、改正法において個人情報というのは生存する個人という定めになっているため、死者は除外されている。そのため、個人情報保護法に基づいて、死者に関する情報の請求を行うことはできない。ただ、本市においては、個人情報を生存する個人とは限定しておらず、また、死者を本人とする保有個人情報の開示請求ができることを、現行条例で認めている。

改正法では、個人情報の定義の統一というのは全国ルールの一の根幹をなすというものであり、これに反して死者に関する情報について施行条例で個人情報に含めることはできないと

されている。一方で、死者に関する情報の取り扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として定めることは妨げられないということも個人情報保護委員会が示しているところである。

そこで本市においては、仮称「死者の情報提供に関する要綱」を定めることを検討している。

記載ぶりだが、現行条例において、死者の請求等についての定めがあるため、その定めを参考にし、情報提供という位置づけで定めたものである。

まず、第1条で趣旨を、第2条で定義を記載している。この第2条にある実施機関だが、実施機関を情報公開条例における実施機関としているため議会を含めている。

続いて、第3条に死者情報の取り扱い、第4条に死者情報の提供の申し出をすることができる者を定めている。1号から3号までであるが、新潟市の場合すでに条例において、死者の開示請求権も認めているため、ここの申し出ができる人については、現行条例を参考にしている。

第5条に情報提供の範囲、第6条に情報提供の手続きということ定めている。第6条を読むが、「申出者は当該提供対象情報を保有する実施機関に対し、情報提供申出書を提出するものとする」としており、その次から「申し出者は実施機関に対し、情報提供申出書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない」ということで、資格確認書類を定めている。この資格確認書類も現行の確認書類と同様のものである。

続いて、第7条には提供できない情報を記載している。現行の個人情報保護条例においても、非開示情報について定められているが、この要綱においても、その非開示情報を参考にした。それが(1)から(5)号まで提供できない情報ということで定めを設けている。

続いて、第8条が部分開示、第9条が情報提供の決定、第10条が提供の方法、第11条で委任について規定している。

以上が要綱案である。

**事務局** ご質問やご意見があったら頂戴したいと思います。

**山本委員** 1点だけ。個人情報とは生きている人という定義なので、死者を含めることはできない。ただ、ガイドライン等にもあるが、死者の情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、この要綱ではなくて法の対象になるので、その記載も要綱に明記しておいてもいいのではないか。死者情報が本当に生存する個人の情報になるかどうか、個人情報保護法の解釈の話になるので悩ましい部分でもあるし、その場合は国に確認をすることになると思うが。またこの要綱で対応するという事は、それに対しての不服もありうるだろう。

**事務局** 死者の情報が同時に生存する個人に、という部分は悩ましいところなので国に確認をすることにもなるかと。また、この要綱での不服ということについては、この要綱は不服の仕組みを作らない、原則提供すると。争いのないように可能な限り適切に提供するという事を前提にしているため、その部分をどう整理するかというのは事務局としても考えていかなければならない部分であるので引き続き検討を続けていく。

**山本委員** 要綱では不服は出ないようにと。

**事務局** はい。

**山本委員** ただ、死者の情報として新潟市としては対応したが、本来は個人情報保護法の対象であったものを、要綱で提供してはいけないという話になる可能性がある。その場合は、事前に

個人情報保護委員会に確認することになるのか。

**事務局** はい。

**山本委員** 承知した。この要綱の4月1日からの運用を予定しているのか。

**事務局** はい。

**高木部会長** 他に質問等がなければ、事務局にお返りする。

**事務局** 以上をもちまして個人情報保護部会を閉会する。

なお、今後の審議会についての予定だが、第三者点検について今年度予定はない。また、情報公開の部会と公文書の部会とで行う全体会というものを年1回開催しているところだが、1月から2月中には開催したいと考えている。その場で報告という形で改正案について事務局から説明したいと考えている。